

雨宮	370の1、371、又371の1、又371の2、372、373の一部、又373、374の1の一部、402の一部、403、404の一部、408の1の一部、409から412までの各一部	灰塚
雨宮	419から423まで、又423及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	西原
西原	450の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	狐迫
狐迫	496、又496、497、又497、498、499の一部、500、又500、501の一部、502の一部、503から506まで、507の一部、508の一部、526の2の一部、527の一部、545の一部、546の一部、又546、547の一部、又547、548、又548、549、又549、550、551、又551、552の一部、554の一部、554の2、555の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	西原
狐迫	511から513までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	下加茂
下加茂	707から710までの各一部、又710の1の一部、711の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	狐迫
下加茂	710の一部、又710の1の一部、711から713までの各一部、又713の3の一部、714の一部、727から729までの各一部、730から736まで、又736、737、738、又738、739の1、739の2、又739、740から746まで、747の一部、748、749、又749、750、751の一部、又751の一部、752の一部	西原

熊本県告示第1073号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨相良村長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成16年10月29日

熊本県知事 潮谷 義子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
柳瀬	二俣	737の一部及びこれに隣接する水路である国有地の全部	柳瀬	新村
柳瀬	二俣	736の一部、737の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	柳瀬	瀬戸口
柳瀬	二俣	723の一部、724から727まで、727の2、728から735まで、736の一部、737の一部、738、739の1、739の2、740、741の1の一部、742の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	柳瀬	辻
柳瀬	新村	587の一部	柳瀬	瀬戸口
柳瀬	瀬戸口	745の1から745の5まで、746から748まで、749の1の一部、749の2、750の一部、761の一部、762の一部、764の一部、765の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	柳瀬	新村
柳瀬	瀬戸口	795の一部	柳瀬	八ツ田
柳瀬	辻	857から860までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	柳瀬	瀬戸口
柳瀬	横内	799、800の一部、800の1の一部、801の一部から804までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	柳瀬	瀬戸口
柳瀬	横内	800から804までの各一部、806の一部、807、808の一部、815の1の一部、815の2、815の3の一部、815の4、816、816の2	柳瀬	辻
柳瀬	横内	804の一部、805、806の一部、808の一部、809、809の1、810、811、812の1から812の4まで、813の1から813の3まで、814の1、814の2、815の1の一部、815の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	柳瀬	八ツ田